

まち連だより



新年号

大津市長立候補予定者に聞きました

新年明けましておめでとうございます。昨年はまち連の活動に多くの皆さまから温かいご支援とご協力をいただき、どうもありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さてまち連では昨年末に大津市長選挙に立候補予定の3名に公開質問状を提出し、ご回答をいただきました。公開質問状の冒頭では、「お年寄りから子供まで全ての住民がいきいきと安心して暮らせるまちをつかっていきたいと考えており、次期大津市長には私たちの願いを実現いただける方に就任いただきたい」と仰木の里住民の希望を伝えています。右に、ご回答を原文のまま掲載させていただきます。

【質問内容(要旨)】

(質問詳細はまち連HPを参照ください)

- 問1. 大津市政としてどのようなまちづくりをお考えですか。
- 問2. 住民の7割を超える圧倒的な反対がある幸福の科学学園の建設が、十分な話し合いもなく一方的に進められている事態について、どうお考えですか。
- 問3. 平成23年3月の大津市議会本会議において「幸福の科学学園建設計画に対する住民不安の解消に向けた取り組みと、住民との合意形成の環境を整える取り組みを大津市に求めることについて」の請願が全会一致で採択されています。市長就任後、請願内容に対してどのように取り組むお考えですか。
- 問4. 幸福の科学学園が「地域連携」を軽視していることについて、どのようにお考えですか。
- 問5. 学校設置に際して、校地の安全性の確保は重要事項ですが、大津市が「開発不要」としたことについて、どのようにお考えですか。
- 問6. 今回の幸福の科学学園関西校建築予定地をはじめ、危険が指摘されている地域について、早急に調査されるお考えがありますか。
- 問7. 仰木の里自治連合会は、仰木の里の住民の7割以上が反対しているにも関わらず地元自治会の意向を十分にくみ取ることなく、大津市を含む関係者協議において地域住民の意思にそぐわない意思表明を行っています。このような住民自治のあり方についてどのようにお考えですか。
- 問8. 住民自治および地域自治会、自治連合会のあり方についてどのようにお考えですか。

(まち連主催) 仰木の里の「まちづくり」を考える会

とき: 1月15日(日)午後2時~4時

ところ: 仰木の里市民センター3階大会議室

(駐車場に限りがありますので、なるべく徒歩にてご来場くださいますよう、ご協力お願いいたします。)

内容

- ・ 学園問題の現状と今後の見通しの報告
- ・ 審査請求の概要について
- ・ 仰木の里のまちづくりについて意見交換

託児所も
あります

今回は、自治連合会役員のみなさまにもご出席いただくよう呼びかけています。様々な立場からのご意見を交換できる場にしたいと思いますので、多くの住民のみなさまのご参加をお待ちしています。



大津市長立候補予定者への公開質問状 回答全文 (原文のまま掲載しています)

	目片 信 氏	こし 直美 氏	東 昌子 氏
問1	大津市は、多くの文化財をはじめ、琵琶湖や比良、比叡の山々など自然に恵まれた都市です。これらの歴史文化を次代に引き継ぎながら、県都にふさわしい活力あるまちづくりに努めております。市域が南北に45.6キロメートルと長いいため、7つの都市核を設定し、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを推進しており、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりに努めています。	私は、4年間で「笑顔あふれる大津」を皆さまと一緒に創っていきたくと考えています。「子育てと教育を最優先して子どもの未来が輝く大津」、「安心して住み続けられる、介護ができる大津」、「豊かな自然・歴史・文化を守り育て、観光客が集まる大津」、「経済の活性化と雇用の創出で、働く人を支える大津」、「防災に強く住みよい、県都として誇れる大津」の「5つのスマイルプロジェクト」と徹底した行財政改革に取り組みます。	3・11以来、まちづくりの問題も大きな見直しが必要になりました。わたしは東日本大震災直後に医師として、宮城県の医療ボランティアに参加し、お年寄りなど社会的弱者がまっさきに犠牲になり、生き残った人たちも心に深い傷を負っておられる姿を見てきました。国はそのとき何もしてくれませんでした。住民の命と暮らしを守る第一線で奮闘されたのは、もっとも身近な市町村自治体です。災害に強いまちづくりとは、住民の命と暮らしを第一に考え、福祉に強いまちであることを痛感しました。大津に生まれ育ち、大好きな大津市は、災害に強く、福祉第一、脱原発のまちでなければと考えます。市民のみなさんと力をあわせ、そういうまちづくりを進めたいと考えています。
問2	幸福の科学学園の建設については、地域住民の皆様への思いは受け止めますものの、私学の設置認可は滋賀県私立学校審議会の意見をふまえて知事が行うものであり、大津市は関与できないものです。幸福の科学学園と地元住民の間で十分に話し合われることがまずは肝要ですが、適法な手続を経て建設を進めることについては、大津市として特に申し上げることはできないものと考えています。	地域の皆さまの不安が解消されるよう取り組まれることを望みます。	地域に重大な影響を持つ開発などが計画されているとき、住民のみなさんが十分な説明を求められるのは、ごく当たり前のことです。十分に情報が公開され、相互の意思疎通がおこなわれるために、行政が責任を果たさなければならない場合があります。学園問題で、これまで正常な話し合いができなかったことは、第一に幸福の科学学園の側にあると考えます。同時に市も、現市長が「学校ができればにぎやかになる」などと、住民の声に真剣に耳を傾けてこなかったことも、大きな責任があります。また、私学は公教育を担う重要な一翼であり、憲法と教育基本法にもとづいておこなわれる公教育を担うという点で、学園の事実上の設置者である「幸福の科学」には大きな疑問があります。学園の建設に、立場や考え方で違いがあっても、「まち」づくりの重要な問題として、多くの人たちが真剣にとりくんでこられたことは、大津の住民自治の力量を示すものと考えます。
問3	大津市は、市議会議長より、平成23年2月市議会定例会で幸福の科学学園建設計画に係る請願が採択された旨の通知を受けて、幸福の科学学園理事長に対して、請願の趣旨に基づいた住民説明により一層努力するよう文書で依頼をいたしました。	大津市議会において「幸福の科学学園建設計画に対する住民不安の解消に向けた取り組みと、住民の合意形成の環境を整える取り組みを大津市に求める事について」の請願が採択されたことについては承知しております。採択された請願については、定められた	採択された請願は、学園建設が新聞報道されるまでまったく知らされなかったことによる住民の不安と、解消のための取り組み、住民との合意形成の環境を整えることを市に求められたものです。全会一致でこの請願が採択されたことは、訴えが会派を超えて賛同を得られる、妥当で切実な内容であったことを示すものです。当然その内容は尊重し、生か

(裏面へ続く)

市長立候補予定者への公開質問状への回答(前面からの続き)

	目片 信 氏	こし 直美 氏	東 昌子 氏
問3 (続き)	大津市はこれまでも、住民の皆様からの問い合わせや相談について丁寧にお応えをしておき、今後とも同様の姿勢で対応してまいります。	手続きに従って、地域住民の皆さまのご意見を十分に伺いながら、取り扱われるべきであると考えております。	していきます。市として、学園が住民の疑問に対して、真摯に答えるように働きかけ、住民のみなさんとの対話の場で確認された内容の実現に努力します。
問4	大津市は、幸福の科学学園に対して、地域住民への説明を十分に行うよう求めています。この一環として、仰木の里学区自治連合会が幸福の科学学園及び県、市、都市再生機構(UK)に呼びかけて開催した協議会に出席して地域住民の質問に答えるなど、地域住民の皆様の理解と協力を得るために、一定の努力を行っております。今後も引き続き、幸福の科学学園に対して、地域住民への説明の努力を求めています。	大津市長の立場において、これまでの経緯を十分に把握し、地域住民の皆さまのご意見を十分に伺いながら、判断すべきであると考えています。	ご指摘の教育基本法第13条は、教育を進めるために、学校、家庭、地域住民などが、相互の役割、責任を自覚し、相互の連携、協力を努めることを定めたものです。教育の営みは、学校設置者のみによっておこなわれるものではないと定めた重要な規定です。学園側は、説明を求める地域住民がおられることを知りながら、合意と納得を得る努力に欠け、建設工事を一方的に開始したことは、相互連携義務に反しています。これでは、公教育の名に値する教育の場をつくりあげることができません。学園側が、反省を表明することが第一歩であり、市として話し合いのテーブルに着くよう求めます。
問5	幸福の科学学園学校建設地は、土地区画整理法及び宅地造成等規制法に基づいて適正に造成が完了した敷地であると認識しています。また、今回の学校建設計画では開発行為に該当せず、改めての開発許可は不要であると認識しています。	大津市が開発不要と判断した理由については、わたくしの立場で申し述べることはございませんが、大津市は申請された建築物等が都市計画法施工規則第60条に適合すると判断したことにつき、検討確認してまいります。	学校設置について第一に検討されるのは、学校施設の安全性です。また宅地造成などの開発の結果、周辺市民に災害が及ばないかどうかは大問題です。学園の建設が、宅地造成規正法による開発許可が必要かどうかは、みなさんの審査請求により、市建設審査会が判断することとなります。8000人を超す人たちが、開発許可が必要と指摘して審査請求されたことに敬意を表します。しかし住民のみが立証責任を負うのは、あまりにも重い負担です。学園設置を審議する県私学審議会に、市長として、これまでの経緯と学校施設の問題点を指摘し、学園側に立証を求めます。
問6	平成22年度より当該地域を含む本市全域において、宅地耐震化推進事業として既往図面等を用いた第一次的な調査を実施しております。今後は、「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に従い実施してまいります。	大津市長の立場において、大津市の防災計画に従って、それぞれの箇所の危険度に応じて地滑り地域の調査の実施を判断すべきであると考えています。	防災のまちをつくり、住民の安全を確保するために行動するのは自治体の大きな役割です。費用負担を誰がするのかも重要な問題です。市がやるべきところは急いで行い、場合によっては学園設置者に実施を求めています。
問7	仰木の里学区自治連合会は、学区内の各種団体と連携して、住民福祉の増進と地域社会の発展を担う中心的な役割を果たし、積極的なまちづくり活動を展開されています。同連合会は、幸福の科学学園問題についても、学区内の自治連合会未加入自治会にも	住民自治とは、地方自治体の行う行政について、できるだけ広い範囲にわたって、地域住民の皆さまの参加の機会を認め、住民自身の意志と責任において運営が行われるものと認識しております。本件につき、住民の方々のご意向	自治会は、そこに住む市民の自主的、自発的組織であって、同時に市政を担う重要な組織のひとつと考えます。自治会はまた、一定の地域に住まわれる人たちの絆をつなぐ場でもあります。したがって、行政の下請け仕事だけを押し付けられたり、特定の考え方を強制するようなことがあってはなりません。大切なことは、住民のみなさんの意志が十分に反映される運営がなさ

	目片 信 氏	こし 直美 氏	東 昌子 氏
問7 (続き)	<p>参加を呼びかけて、幸福の科学学園、県、市、の4者と地域住民との協議会を開催するなど、積極的な取り組みを行っています。</p> <p>市としては、住民相互の話し合いのもと、まちづくりの活動を主体的に取り組みられていくことが基本であると考えており、今後もその役割に期待しています。</p>	<p>が十分に反映されていなかったとすれば、自治連合会のあり方につき、再検討の必要があるものと思料しております。</p>	<p>れているかどうかだと考えます。そのなかで起きるさまざまな意見の違いは、それぞれの自治会でよく議論して解決していきたいものです。自治会組織の一部が、住民の意思にそぐわない意思表明をしているかどうか、住民のみなさん自身が判断され、公正で適切な運営がおこなわれるよう、みなさんの力が発揮されることを強く期待します。</p>
問8	<p>東日本大震災の教訓をもとに、地域力を生かした防災のまちづくりを推進することが求められています。このまちづくりを地域から推進するためには、地域コミュニティ活動が活発に展開されることが必要であり、そのために、市民自治の振興を図るとともに、地域のだれもが福祉の担い手として活動し、支援を必要とする人を地域全体で支えるまちづくりが必要です。</p> <p>地域自治会及び自治連合会は、地域の各種団体と連携して防火、防災、防犯活動はもとより、ごみ処理、美化活動、交通安全などの課題に自主的、主体的に取り組んでおり、地域コミュニティ活動の推進のためには、地域自治会や、その連合体である自治連合会の活動は非常に重要であると考えています。</p> <p>大津市は、総合計画基本構想において、まちづくりの基本理念の一つとして「市民自治の確立」を掲げるとともに、まちづくりの姿勢として市民・市民団体、事業者、行政の三者の協働によるまちづくりの推進を目指しています。これを具現化するために、平成23年4月に『大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例』を施行し、現在、協働推進計画の策定等の作業を進めているところであり、これに基づき三者協働によるまちづくりを進めてまいります。</p>	<p>地域自治会、自治連合会のあり方については、地方自治の本旨に沿って住民自治の主体である住民の皆さまによって決められるものであると考えており、住民の皆様のご意向・ご意見に基づいて運営されるべきと考えております。地域自治会、自治連合会のあり方については、地方自治の本旨に沿って住民自治の主体である住民の皆さまによって決められるものであると考えており、住民の皆様のご意向・ご意見に基づいて運営されるべきと考えております。</p>	<p>自治会についての考えと期待については、前項でお答えしました。地域自治会と自治連合会の関係も、それぞれ独自の役割を果たされるよう期待します。市としては、少数の自治会であったり、自治連合会に参加しているかどうか、また自治会とは独立した住民団体などの事情によって、対応に差があってはなりません。つねに住民一人ひとりが市政を担う主人公であることを基本とし、その自治組織である自治会などの団体、組織についても当然、尊重してまいります。</p>

予告！建築審査請求 公開口頭審理

昨年12月に8000名以上の思いが詰まった建築審査請求が提出されました。請求内容の審理は、2月下旬～3月上旬頃、公開の場で行なわれ、どなたでも傍聴することができます。私たちのまちの今後を見守ることができる重要な機会ですので、多くの方のご参加をお待ちします。具体的な予定は、次号以降の「まち連だより」などでお知らせいたします。



悪質なネットの書き込みを見かけたら・・・

このところ、複数のまち連関係者の個人名や個人を誹謗中傷するような匿名の書き込みが、インターネット上で多数見つかっています。学園建設を推進・擁護する人によるものかどうかも不明ですが、インターネットの匿名性を最大限利用したこのような書き込みは、許されるものではありません。みなさまも、もし悪質な書き込みを見つけれられた際には、まち連(ooginosato@hotmail.co.jp)までご連絡ください。